

◎新潟県告示第1326号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年12月11日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社藤塚組 代表取締役 関 春雄
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県小千谷市片貝町6487-1
- 4 許可番号 新潟県知事（特-29）第7558号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間 平成29年12月26日から平成29年12月28日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実

株式会社藤塚組及び同社の代表取締役は、同社の業務に関し、平成28年5月9日、小千谷市片貝町字十三畑8855番1所在の同社資材置き場において、産業廃棄物である木くず等約170キログラムを廃棄したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、平成29年9月19日に長岡簡易裁判所から、同社は罰金100万円、同社の代表取締役は罰金50万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。